

國學院大學學術情報リポジトリ

憲法九条幣原発案説の再否定と「平野文書」検証：
笠原十九司氏の批判に応える

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2024-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: タネイネ, シュウジ メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000140

憲法九条幣原発案説の再否定と「平野文書」の検証

―笠原十九司氏の批判に答える―

種 稲 秀 司

キーワード

幣原喜重郎 憲法九条 ダグラス・マッカーサー 笠原十九司 平野三郎 史料批判

要旨

近年の憲法九条制定過程に関する研究は、幣原の理想的戦争放棄提案をマッカーサーが憲法化したとするものが有力だが、笠原十九司氏は『憲法九条論争』（平凡社、二〇一三年）で改めて幣原発案説を主張した。だがそれは自説への批判や重要な史料を無視し、史料批判も独善的である。本論では笠原氏からの批判に回答するとともに、氏が議論の核にした「平野文書」（幣原から天皇の人間化と戦争・戦力の放棄は自らの発案だったと聞いたとするもの）の内容と、文書が生まれた背景の検証により幣原発案説を再否定する。

第一に、「平野文書」は、憲法九条幣原発案説の日本側証拠を求めていた憲法調査会会長の高柳賢三の依頼を機縁に、自らの政治生命を維持する手段として幣原発案説を主張していた平野三郎によって作成された。だが、その内容は多分に誤記を含み、趣旨も幣原の思想

とは異なり、歴史的経緯とも辻褄が合わない怪文書だった。

第二に、「羽室メモ」（幣原がマッカーサーに戦争放棄を提案したとされる一九四六年一月の会談内容を語ったもの）には、憲法調査会に提出される前と後の二つの版が現存し、後者には史料改変の跡がある。笠原氏は幣原が戦力放棄を提案したとする後者のみを使用して筆者を批判したが、筆者が使用した前者には戦力放棄の話はないし、当時の閣議議事録によれば幣原は将来の再軍備を意識しており、前者の方が信憑性が高い。また、両版とも戦争放棄の憲法化は幣原ではなく、マッカーサーによるものであることは共通している。

第三に、笠原氏は幣原がGHQ憲法草案に抵抗したとする『芦田均日記』の記述は間違いとし、筆者が引用した『小林一三日記』を存しなかつたかのように批判した。だが、『小林一三日記』には幣原の抵抗がより詳細に記録されているばかりか、笠原氏が主張する幣原と保守派閣僚の対立はなかつたことが分かる。笠原氏が『菅田均日記』否定の根拠とした入江俊郎の著書も、入江の主観が混ざった後の編纂物で、歴史史料としては不適切である。

以上の三点は、笠原氏の主張する憲法九条幣原発案説の重要な部分を占めるが、氏が用いた史料とその史料批判は極めて稚拙で、筆書は笠原説を全面的に否定した。

はじめに

日本国憲法第九条の発案者については様々な議論が重ねられてきた。近年では、幣原喜重郎の理想的戦争放棄提案をダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) が憲法化したという⁽¹⁾のが有力であり、幣原が憲法による「天皇の人間化と戦争放棄」を提案したとする「平野文書」(以下、「」)を取って平野文書⁽²⁾も、佐々木高雄氏や中村克明氏により歴史史料としての価値は完全に否定された⁽³⁾。

ところが、二〇二三年に入って笠原十九司氏は『憲法九条論争 幣原喜重郎発案説の証明』(平凡社。以下、本論の同書からの引用は笠原〇〇頁、もしくは〇章とする)を公刊した。同書は氏の前作「『憲法九条と幣原喜重郎』をもとに新書版にまとめたところがある」述べているように(笠原四四二頁)、前作をベースに憲法九条制定過程を再構成したものである。笠原氏は、日本国憲法制定の「三人の当事者」として幣原喜重郎、昭和天皇、ダグラス・マッカーサーをあげる。そして彼らは公的な記録や証言を残すことができなかったので、

「傍証史料」を駆使した歴史事実の証明が重要な意味を持つてくる」（笠原二六頁）として、①マッカーサーの回想類、②宮内庁編『昭和天皇実録』第九、十（東京書籍、二〇一六～七年）、そして立論の中核にすえた③平野文書（著書の平野三郎元衆議院議員の回想録を含む）という「傍証史料」を用いて、氏が描く憲法九条制定過程を叙述した。そして、幣原が戦争放棄・軍備全廃と象徴天皇制をセットにした憲法九条を発案し、昭和天皇の承認を得た上で、一九四六年一月二四日のマッカーサーとの会談で合意に達し、憲法として結実したと主張する。その上で、筆者を含む憲法九条幣原発案説を否定する研究者、ジャーナリストの著作を批判し、結論部では「憲法九条は幣原の発案による」事実を明らかにした」としている（笠原四三六頁）。

しかし、今回の笠原氏の著作は一般書とはいえ、次の問題がある。第一に、笠原氏が立論の中核にした「傍証史料」は回想（マッカーサー、平野文書）、編纂物（『昭和天皇実録』^④）といった二次史料で、史料批判も十分ではない。第二に、笠原氏は重要な部分で拙著『人物叢書 幣原喜重郎』（吉川弘文館、二〇二一年）を読み間違えており——特に、筆者が引用した大学ノート版「羽室メモ」や小林一三の日記を無視するなど——到底看過できない。第三に、笠原氏の今作は、ベースとなった前作『憲法九条と幣原喜重郎 日本国憲法の原点の解明』（大月書店、二〇二〇年）に対する研究者による痛烈な批判、指摘——「幣原発案説が「証明」されたとは言いがたい」「歴史研究は事実に基づいて進められるべきであり、先行研究の詳細な検討無くして正確な議論はできない」（杉谷直哉氏）、「あまりにも独善的」「都合主義的」「史料の裏付けもせずに、推測だけで議論を展開している」「お笑い沙汰」（中村克明氏）^⑤——に当たっていない。

実際、笠原氏は前作で一九九七年の佐々木高雄氏の指摘を無視した。杉谷、中村両氏はこうした姿勢を含めて批判したが、笠原氏は今作でまたもや自身に不都合な指摘、批判をなかったかのように叙述、もしくは稚拙な反論に終始するなど、研究の進化を阻害している^⑥。

そこで本論では、笠原氏の筆者への批判——主に平野文書、「羽室メモ」、「芦田均日記」の内容、解釈に関するもの（笠原三四四～三五二頁）——に当たるとともに、笠原氏が立論の中核に据えた平野文書について、先行研究では力点が薄かった、同文書が幣原の没後一〇年あまり経て世に出た政治的背景の解明と、幣原の一次史料を対照した史料批判を試み、最後に、笠原氏が幣原発案説の根拠の一つとする幣原の自伝的作品である『外交五十年』（読売新聞社、一九五一年）の史料的価値を検討することで、憲法九条幣原発案説を改めて否定する。

なお、煩雑を避けるため、佐々木『戦争放棄条項成立の経緯』と拙著『人物叢書 幣原喜重郎』、注5にあげた笠原著作への批判論文（杉谷、中村両氏）を参照する際は、笠原『憲法九条論争』と同じく苗字と頁数を示すにとどめる。一九四六年一月二四日の幣原・マッカーサー

会談はペニシリン会談（感冒に罹患した幣原がマッカーサーから贈られたペニシリンで快復したことへの返礼名目の会談）と略記した。

一、平野文書に対する批判——深まる来歴と内容への疑義

筆者が平野文書に言及した部分につき（種稲二一八～二一九頁⁸⁾、笠原氏は「レットテルを貼って否定」したとか、氏が主張するペニシリン会談での「マッカーサーと幣原の一致した証言〔戦争放棄と軍備全廃の合意〕がなぜ事実ではないのか、裏付け史料をあげて否定するべきである」という（笠原三四五頁）。確かに、『人物叢書 幣原喜重郎』は一般書であり、紙幅の関係もあって、平野文書の内容批判にまで踏み込まず、佐々木氏の『戦争放棄条項の成立経緯』を注記するにとどめた。しかし笠原氏からのリクエストがあったので、本論では平野文書の来歴を再検討した上で、その内容を「裏付け史料をあげて否定」してみよう。

(一) 平野文書の来歴再検討——転向政治家・政治浪人の平野三郎と憲法調査会会長高柳賢三によるバイアスの可能性

平野三郎は平野文書の冒頭で、一九五一年二月下旬に日向ぼっこをしながら幣原から約二時間にわたって「口外しないように」との前提で聞いた話の内容を、のちにメモにまとめて整理していたが、「今の憲法制定の経緯に関する論議の状況にかんがみ」、公にしたとする。

これについて佐々木氏は、該当時期に日向ぼっこが可能だった日は存在しなかった、平野は憲法調査会から求められたメモの原本提出を拒んだ（佐々木二一九～二二二頁）、筆者も速記者の同席や録音記録もないのに長文すぎるのは疑問と批判した（種稲二一九頁）。

だが笠原氏は、平野の回想録を用いつつ次のように主張している。すなわち、一九六〇年代前半、平野は憲法調査会会長の高柳賢三から「幣原さんから聞いた話」の執筆を求められた。平野は幣原から話を聞いたことはあるものの、「具体的な資料は何もない」と答えたが、憲法九条幣原発案説の「日本側の証拠」を求める高柳の依頼を断り切れず、提出したという（笠原二九～三〇頁⁹⁾。長文過ぎるとの指摘に対しては、確かに平野文書は二時間程度の会見で作成できる分量ではないが、平野は高柳の要望を受けて、しばしば幣原から聞いていた話を「一度の聞き取りで聞き取ったかのようにまとめて報告した」と弁明しつつ、平野は頻繁に幣原の家を訪れて「憲法について話を聞いていた」のであり、幣原から「聞いていたいろいろな話の記憶のなかから（簡単なメモは作っていたようであるが）、『平野文書』

が書かれた」。このため、「誤認、誤記が散見する」ことを認めながらも、「優れた記憶力」の持ち主である平野によって「幣原でなくては言えない、幣原でなくては発想できない」言説が記録されているという（笠原二八、三二四～三三一頁）。

言い訳がましい理屈だが、要は、平野文書は憲法九条幣原発案説に関する「日本側の証拠」を求めていた高柳の依頼というバイアスを前提に、十数年後の記憶を軸とした誤認、誤記を含む信憑性の低い史料に過ぎないし、笠原氏のいう「簡単なメモ」の所在も不明である。加えて、笠原氏は文書記録を欠く歴史の事実を明らかにするために「傍証史料」を駆使したというが（笠原二六頁）、この記述は、文書に記録されていないものを当事者の証言で補う手法として有用なオーラル・ヒストリーとの混同を招きかねない。

オーラル・ヒストリーは、証言者の「語りを記録へと昇華させる」ためにも、証言者の「記憶をいかに自然に引き出すか」に注意を払う。そのためにも複数の研究者によって幼少時から時系列で聞き取るのが基本で（これによって「隠蔽や忘却・記憶違いの程度」などの「証言の確からしさを推測できるような情報を含む」）、焦点を絞り過ぎたり、「答えを枠にはめる」ような一問一答式の質問や「誘導質問的」な聞き取りは強く戒められている¹⁰。この定義にあてはめれば、幣原発案説の「日本側の証拠」という特定の目的のために、曖昧さが混じった記憶を中心に作成された平野文書は、歴史史料として有用なオーラル・ヒストリーではない。笠原氏は、平野文書はオーラル・ヒストリーとは異なるとの予防線を張り、「幣原でなければ言えない事実」が記載されているので「傍証史料」として使えるという（笠原三一五、三一頁）。だがオーラル・ヒストリーと「傍証史料」の違いはよく分からず、一般読者の誤解を招きかねない記述は問題である。

もう一つ、指摘しなければならないのは、平野の憲法九条幣原発案説の初出は平野文書ではないという事実である。平野の日本国憲法に対する見解は、自由党衆議院議員時代の一九五四年一月は「憲法改正は必要だと思いが今すぐは無理だ」というものであった¹¹。しかし自民党大野（伴陸）派の「四天王」の一角も占めていた平野は、一九五八年の岐阜県知事選挙をめぐって大野伴陸と対立して政治生命の危機に直面して以降、党内反主流派の三木武夫や石田博英を中心とするポスト岸を睨んだりベラル・グループに転じ（ただし、平野は三木派には参加せず¹²）、論壇を通じた、論壇を通じた護憲と日米安全保障条約への反対、そして憲法九条幣原発案説を訴え始めた¹³。

もっとも、当時の平野が幣原発案説の典拠としていたのは、当時すでに公になっていたマッカーサーの証言（一九四六年四月対日理事會、一九五一年五月米国上院軍事・外交合同委員会）、議会と枢密院における幣原の説明、一九五〇年五月三日幣原・マッカーサー會談であり、平野文書独自の内容につながるのは、「幣原さんがなくなる少し前の或る日、私は縁側で日向ぼっこをしながらか、憲法の話

聞いたことがある。その時幣原氏は言った。「要するに死中に活です」と。⁽¹⁴⁾の一文だけである。幣原による口外禁止や秘話の詳細な内容は、平野文書が初出である。

平野の反主流派的言動は、彼の政治生命を縮めた。一九六〇年一月の衆議院総選挙に際して、平野は現職優先でこれまで通り岐阜二区で自民党の公認を得たが、同党岐阜県連と大野の直系・松野幸泰知事が知事選挙のしこりと安保問題から平野と選挙区で競合する前田義雄を全面支援したことで落選した。⁽¹⁵⁾一九六三年一月の衆議院総選挙では党の公認争いに敗れたために無所属で出馬、代わって公認を受けた渡辺栄一は大野の指示による国政挑戦で松野知事の支援を受けて圧勝、「政治生命をかけた」平野は非公認が響いて落選した。⁽¹⁶⁾

この間、平野は生き残りに必死だった。自民党反主流派の大物で護憲派・世界連邦論者の石橋湛山に再会したのを機に、湛山を「平和憲法」を作った幣原にならぶ「偉大なる予言者」と賞賛して自薦を試み、石橋も平野を北京・上海日本工業展覧会の副総裁にすることを条件に同総裁に就任、一九六三年秋の石橋訪中団のメンバーにも平野を加えている。⁽¹⁸⁾大野と袂を分かった平野にとって、幣原を平和憲法の象徴として利用することは生き残る手段だった。平野の帰国（一〇月一日）直後の一〇月二三日に衆議院は解散、一月二二日の投票までの熾烈な選挙戦のさなか、新たな平野の憲法九条幣原発案説（平野文書）の存在が一部メディアにとりあげられた。⁽¹⁹⁾

その平野文書が憲法調査会に持ち出される機縁を作った高柳賢三が同会会長に選出されたのは、護憲の立場から自民党政権と対立し、憲法調査会に委員を派遣しなかった社会党への配慮だった。⁽²⁰⁾高柳は憲法改正問題が「安保騒動に劣らぬ重大な政治問題に発展すること」を懸念⁽²¹⁾、しばしば社会党に秋波を送り、憲法改正の先送りを表明するなどしていたが、こうした姿勢は憲法調査会の最終報告書起草を前に神川彦松や八木秀次ら改憲、憲法九条幣原発案説否定派の委員との対立を深化させていた。⁽²²⁾このタイミングで平野文書が浮上した。

高柳は一九六三年末に「調査会ではまだ検討していない」としつつも、平野文書に期待した。⁽²³⁾憲法調査会による文書の受理は、平野の総選挙対応と「調査会に出すから正確を期したい」という理由で、一九六四年一月ごろにずれ込んだが、その評価は芳しくなく、憲法九条「幣原提案」説にこだわる高柳の強い影響を受けていた憲法調査会の最終報告書ですら、憲法調査会版「羽室メモ」（本論二節で説明）は引用されたが、平野文書は引用されず、戦争放棄条項の提案者の断定を避けた。⁽²⁴⁾平野文書は、生き残りに必死な政治浪人と化していた平野個人への信頼性と文書内容から、疑念をぬぐうことができなかつたのである。また、総選挙やその後始末に忙殺されるなかで急遽作成されたとみられる平野文書は、次の内容批判で述べるように、幣原の思想からは縁遠い、創作性を疑わせるものであった。⁽²⁵⁾

(二) 平野文書の内容に対する疑義——幣原の思想からは縁遠い一種の怪文書

平野文書は後年の創作の可能性が指摘されている(佐々木二〇六―二二二頁、中村三八―三九頁)。笠原氏はこれに対する反論を含めて、平野文書には「幣原でなければ言えなかった事実」、「平野には創作できなかった事実」があり、「他の史料と照合するなど史料批判を厳密」にして用いたと主張する(笠原三一、三二二、三一五頁)。そこで本論では、『人物叢書 幣原喜重郎』の執筆にあたり丹念に史料調査をした経験を活かして、幣原の関係史料や歴史的事実を平野文書と照合する。平野が聞いたとする話が口外禁止であっても、それが幣原の発想ならば、史料にはその片鱗が表れている筈である。以下、平野文書の概要をゴシックで記し、それに対する筆者の見解を述べる。

①戦力の放棄——「原子爆弾というものが出来た以上、世界の事情は根本的に変わって終った」、「戦争をやめるには武器を持たないことが一番の保証になる」。

この部分は「羽室メモ」の解釈に関わるので次節に譲るが、幣原がマッカーサーに戦力放棄を提案したという説は、極めて疑わしい。

②世界政府か、交戦権・武力の統一——「世界は結局一つにならなければならない」、「世界政府、もしくは「少くも各国の交戦権を制限し得る集中した武力」が必要、「戦争をなくするための基本的条件は武力の統一」である(前例で、ローマ帝国や徳川幕府をあげる)。

平野文書の第二部にも「武力の統一は交戦権の統一である」との一文があるが、憲法九条でいう「交戦権」の由来はマッカーサーノートとGHQ憲法草案の rights of belligerency (交戦状態の権利)であり(佐々木二五、五〇―五一、二九三頁)、国家の宣戦(戦争)権ではない。⁽²⁷⁾ 翻案作成に携わった者からうるさがる程細かく、⁽²⁸⁾ 国際法に詳しい幣原が戦争権と交戦権を混同するとは考えにくい。

ただし、武力の統一に近いものとしては、(一)一九四〇年ごろに自らの外務次官時代に後手に回った日本の国際連盟対応の反省を踏まえて、「単なる理想に過ぎないと軽く見逃すべきではあるまい」として、米国で平和運動の一つとして議論されていた「歐洲連邦案」(宣戦・講和権を連邦中央政府に委譲する)に注目したことと、(二)一九二八年ごろの「戦争ヲ全滅」するには「一切ノ国際紛争ヲ仲裁裁判又ハ国際連盟ノ諸機関」による「裁定、又ハ調停ニ附スル」必要があるとした不戦条約に対する「幣原男私見」がある。⁽²⁹⁾ これらから、幣原は究極の理想としては「武力の統一」という発想を持っていた可能性は否定できないが、(一)は「直ちに実現するものだとは思われない」、(二)も、実際には国際紛争の調停手続の構築は難航しており、米国のモンロー主義も相まって、「如何ナル方法ニ依リテ之【国際紛争】ヲ解決シ戦争ヲ防止スルヲ得ヘキヤ」との懐疑的な見解を示している。

このほか、幣原は駐米大使時代のワシントン会議直前の具申で、日本は平和国家である旨をアピールするために徳川幕府による「三百年」の平和という「無比ノ歴史」を持つていることに言及したが、武力の統一に類する話はない。³⁰⁾ また、幣原は晩年「国家。国民が主権を持つ国家、これは存続するにちがいありません」という国家永続論を語っており、平野文書は矛盾している。

③原爆が「戦争そのものを抑制する」、「原子爆弾が登場した以上、次の戦争が何を意味するか、各国とも分るから、軍縮交渉は行われらるだろう」、「軍縮を可能にする方法……は世界が一せいに一切の軍備を廃止すること」、日本人が原子爆弾という「悪魔を投げ捨てる……再び神の民族になるのだ。すなわち日本はこの神の声を世界に宣言するのだ……死中に活というのはその意味である」。

大量破壊兵器の登場が戦争を抑制するという核抑止力的な発想は「羽室メモ」にあるが、³²⁾ その他の内容は、類似点も含めて幣原の関係史料には存在しないので、コメントできない。

④日本が侵略された場合は、「世界の公平な与論に依って裏付けされた」「正義」に期待する。世界の秩序破壊で「脅威を受ける第三国は黙つてはいない……当然日本の安全のために必要な努力をする」。

幣原の根本的な発想は個々の主権国家は自らのインタレスト（利害関係）に基づいて行動するというリアリズムにあり、自国の犠牲覚悟で侵略者を共同で制裁する集団安全保障の実効性については終生懐疑的であった。³³⁾ また、幣原外交の代名詞といえる中国に対する国際協調外交も、関係国の利害相違で難航を極めていた（種稲八九〜一一四、一四二頁）。

幣原が国際連盟の設立に際して、「利害関係国相互の直接交渉によらず、こんな円卓会議で我が運命を決せられるのは迷惑至極だ」と述べたことは有名である。³⁴⁾ 日本国憲法制定後の一九四七年九月三日の外務省におけるヒアリングでは、「日本が外国から侵略されたというような場合に、自国の将兵を犠牲にして日本を守って呉れることは有り得ない」とし、長期的には「世界の輿論がある」という予防線を張ったあとで、「米国は日本の援助に来て呉れるかも知れないが、それは米国の利害からすること」との見解を示した。³⁵⁾ 日本国憲法案を審議した第九〇帝国議会の答弁で満洲事変に言及した際、雄弁討論会になりがちな国際連盟などの「大キナ組織ト云フモノハ、決シテ戦争ヲ縮小シ、範圍ヲ縮小シ、又終結セシメル良イ方法チヤナイ」と述べたほか、国際連合による集団安全保障も「武力制裁ヲ合理化合法化セムトスルカ如キハ、過去ニ於ケル幾多ノ失敗ヲ繰返ス所以」と批判している。³⁶⁾

以上からして、幣原は平野文書に記されている日本が侵略されても第三国が守ってくれるという楽観的な発想の持ち主ではなかった。

外務省におけるヒアリングや貴族院の答弁に現れた国際連盟、国際連合への懐疑的見解の方が、戦前の経験と、戦前・戦後の発言に連続性が認められるという点からも、幣原の本音に近いと考えるのが自然だろう。

⑤ベニシリン会談でマッカーサーに天皇の人間化と戦争放棄を提案した——「実はあの年（昭和二十年）の暮から正月にかけ僕は風邪をひいて寝込んだ。僕が決心をしたのはその時である」。日本の再軍備を恐れる豪州やニュージージーランドが「天皇の問題に関してはソ連に同調する気配を示した」のに対して、「天皇の人間化と戦争放棄を同時に提案」した。「単に名目的に天皇が存続するだけなら」、豪州等を納得させ、「アメリカと歩調を揃え、逆にソ連を孤立させることが出来る」。象徴天皇制について、「天皇はそうあるべきものと思っていた」が、「日本側からこんなことを口にするには出来なかった。憲法は押しつけられたという形をとった」。

ここには後世の創作を疑わせる箇所が多々存在する。「天皇の人間化」で想起されるのが、幣原が主導したと思われる昭和天皇の人間宣言である⁽²⁷⁾。しかし、今日の研究では、人間宣言の詔書はGHQの一部局であるCIE（民間情報教育局）が素案を作成、これに幣原が加筆修正し、その後の日本政府とGHQ側との折衝を経て渙発されたことが明らかとなっている⁽²⁸⁾。加えて、幣原は詔書渙発にあわせた首相謹語で明治天皇の五カ条御誓文の精神を強調したが、「天皇の人間化」には一言も触れていない⁽²⁹⁾。また、CIEの素案には、日本人には神の子孫で他を支配するという「誤れる観念（the mistaken idea）」があるとの一文が、同文前段にあった「神話、伝説」の語にかかっていたのに対して、幣原はこの一文の後段を「日本人の責めに帰せられる偽りの概念（the false conception often ascribed to the Japanese that we are of divine descent）」に修正した上で、ピリオドを挟んで後段と前段（「神話、伝説」）を完全に分離、天皇制の思想的根拠である神話、伝説に傷がつかないように修正している⁽³⁰⁾。そして一九四六年の紀元節に用意した一文では神話と歴史の混同は戒めたが、「神話も亦神話として国民生活にとつて深甚なる意義を有する」、建国神話を持つ国は日本だけではないし、「我国の紀元の悠久にして皇室が国民生活の中心たりし事実を否定するものではない」と述べ、ここにも「天皇の人間化」に関わる文言は存在しない⁽³¹⁾。

笠原氏は、幣原が憲法九条の平和思想を積極的に語るようになったのは、昭和天皇がGHQ憲法草案を裁可してからだとする（笠原三六三頁）。平野文書がいうように、幣原が「天皇の人間化」に基づいて象徴天皇制を提案したのであれば（笠原三七、一七〇～一七三頁）、上記の理屈でいけば、人間宣言の詔書が渙発されて以降の幣原は自由に人間天皇を強調できた筈である。だが、幣原は人間天皇に触れないばかりか、天皇は天照大神の子孫という神話の精神を残そうとしていた。

豪州等が天皇帝問題で「ソ連に同調する気配を示した」という一文は、平野が幣原公式伝記にある「終戦当時……ソ連、濠洲、ニュージールランド、フィリピン等は真正面より天皇制の廃止を要求するといふ有様」から引いてきたのであるが、ソ連と豪州がともに天皇制に強く反対しているとの情報は、一九四六年二月二日のマッカーサーによる威圧的な説明でもたらされたもので、平野文書のいう年末～翌年一月とは時期が異なる。加えて、ソ連や豪州を含む極東委員会の設置が決まったのはモスクワ外相会議（一九四五年一月一六～二六日）であり、スターリン（Iosif Vissarionovich Stalin）が天皇帝反対の意向を示したのは一九四六年一月二三日、日本の非軍事化と再侵略防止、民主化と君主制廃止を趣旨とするソ連政府の自国代表宛の指示は二月六日なので、それ以前に天皇帝問題でソ連と豪州が接近する機会はなかった。また、一月の外務省条約局法規課の調書では、極東委員会の設置で米国は対日占領政策を進める上で「フリーハンド」を失ったが、米英ソ中の拒否権と米国の中間指導権によってその優位は揺るがないという正鵠を射た分析をしており、卷末に「濠洲、新西蘭、比島等ノ対日態度特ニ強硬」で注意が必要としているが、二月二日以前は必要以上に恐れる必要はなかった。

象徴天皇制も、直接的には米国の國務・陸軍・海軍三省調整委員会の勧告（S W N C C—二二八）にある天皇の政治的、軍事的権限の剥奪と、マッカーサーノートの意図する「社会的首長」「国家の首位」が、民政局の成文化作業で「象徴」の語になったもので、幣原の「天皇の人間化」案に起因することを証明する史料は存在しない。

「ソ連を孤立させる」というくだりも、一九四六年五月に鳩山一郎が公職追放になったのは彼の反共演説「ソ連批判への配慮が大きな要因であったように、当時はまだ大戦中の米ソ同盟関係が継続しており、後世の創作を疑わせる内容である」。

⑥日米の軍事一体化に反対——「日米親善は必ずしも軍事一体化ではない……次の戦争は想像に絶する……世界が亡びればアメリカも亡びる。問題は今やアメリカでもロシアでも日本でもない……いかにして世界の運命を切り拓くかである。日本がアメリカと全く同じものになったら誰が世界の運命を切り拓くか」。

後年の日米安全保障条約を知っているかのような一文は、後世の創作の可能性を指摘されているが（中村三八～三九頁）、筆者は次の事実を指摘する。平野が幣原から秘話を聞いたとする半年あまり前の一九五〇年六月、幣原は講和条約準備のために来日したダレス（John Foster Dulles）國務省顧問に対して、「アメリカ軍がすぐに撤退すれば、日本は共產主義者の活動を封じ込めることができなくなる」として、日本における「米軍による恒久的な占領」を求めた。つまり、幣原は一種の日米の「軍事一体化」を求めていたのであり、仮に

平野が幣原から秘話を聞いたのが事実であったとしても、それは前段で述べた天皇の人間宣言詔書はGHQ側が主導したという真実を教えてもらっていないのと同様、平野は虚偽を含んだ情報を聞かされ、それを勝手に真実だと思い込んだだけなのである。「天皇の人間化」や日米の「軍事一体化」への反対が虚偽で、憲法九条幣原発案説だけは真実であるという理屈は成立しない。

⑦第一部(①～⑥)に続く第二部は、平野が幣原の「世界観」から「記憶に残る」ものを加えて「戦争放棄条項の生まれた事情を一文にまとめた」。大半はダーウィンの進化論や唯物論、観念論といった哲学論で、終盤になって「具体的にどうして戦争をなくするか」として、第一部の内容に戻っている。

この部分は哲学的、文学的な表現が多いが、管見の限りでは、幣原がこうした表現を多用した史料はみたことがない。むしろ幣原は自殺した学生を例に、「哲学をやつたものが死んだことがあります……あまり考えると、そういうことになる」として哲学には冷ややかであった⁽⁴⁹⁾。一方、平野は『保守主義の哲学』(月刊時事社、一九五九年)を公刊したように、哲学には関心が強かった。関心度を考えると、幣原よりも平野の発想ではないかと疑いたくなる。

小括すると、①の戦力放棄の部分は次節に譲るが、②にある徳川幕府による三百年の平和と③の核抑止論的な発想は、幣原の関係史料との類似点を見出すことができる。だが幣原の哲学への関心の薄さを考えた時、⑦の哲学論は疑問であり、②の世界政府論や④国際正義に依存した安全保障は、国家永続論を語り、リアリズムの見地から被侵略国を援助する国はない、国際協調の運用も困難がつきまとうという幣原の根本思想や経験とは相容れない。⑤と⑥の幣原の公式伝記をなぞった、あるいは米ソ冷戦というその後の事実を知っているかの如き記述は、後世の創作を疑わせる。何よりも幣原による「天皇の人間化」や、日米の「軍事一体化」への反対は史実に反するし、平野はこれらに関わる最高機密を教えてもらっていないかった。平野文書を幣原の関係史料や歴史的事実と照合した時、幣原が議会等で説明した公式見解(例えば、笠原四二二～四二二頁)を除くと、矛盾や齟齬があまりにも多い怪文書と結論するより外ないのである。

二、「羽室メモ」——笠原氏が無視した大学ノート版に基づく戦力放棄提案の否定

「羽室メモ」は、ペニシリン会談の内容に触れた幣原側の唯一の史料で、一九四六年春ごろに幣原が大阪中学校時代からの親友・大平

駒槌に語った内容を、後日大平が娘の羽室ミチ子に書き留めさせたものである。もつとも、佐々木氏によれば「羽室メモ」は三種類存在し、①銀行手帳版（一九四六年四月か、六月ごろに盗難で紛失）↓②大学ノート版（一九五五年ごろに羽室ミチ子が復元）↓③一九五九年二月付けの憲法調査会版の順で変遷を遂げたとする⁽⁵⁰⁾。

笠原氏は③の憲法調査会版を根拠に、大平は理想主義的な「幣原の戦争放棄、軍備全廃論」に批判的だったので、その証言にはバイアスがかかっている可能性があるとして、「羽室メモ」を引用した筆者を批判している（笠原三四六～三四七頁）。しかし、佐々木氏によれば「羽室メモ」は一九五八年の夏から秋ごろにかけて、憲法調査会による制憲過程に関するヒアリングで幣原が憲法九条の成立に積極的であったとする報道に疑問を抱いたミチ子の側から手持ちの史料開示がなされたもので、幣原発案説の「日本側の証拠」という目的で作成された平野文書よりもバイアスは薄い。

逆に筆者は、笠原氏が「羽室メモ」として引用しているのは③の憲法調査会版だけであることに疑問を呈したい。

先に述べたように、「羽室メモ」には三種類ある。史料批判の見地からすれば、最も信頼がおけるのは同時代に作成された①であるが、紛失しているため、②と③のいずれかを使用するしかない。だが佐々木氏が指摘するように、②と③には内容に異同がある。特に幣原がマッカーサーに戦争放棄を提案したとされるベシリン会談の部分では、③には②にはなかった戦力の放棄が書き加えられている⁽⁵¹⁾。史料批判の原則に従えば、内容の変更が認められる③よりも、②の内容に重心を置くのは当然である。しかし笠原氏は②の存在を無視し、幣原が戦力放棄を提案したとする内容に改変した③のみを使用しているので、「羽室メモ」には戦争放棄のみならず、「軍備全廃」が書かれているという誤った解釈を前提にした議論を展開している（笠原三三三、三一九～三三〇、三四六～三四七、三五五～三五六頁）。

また、筆者は笠原氏のような「傍証史料」（二次史料）を主体に記述するスタイルはとらなかった。②の大学ノート版「羽室メモ」も二次史料である事実には変わりがないので、一次史料である入江俊郎法制局次長による閣議事録と照合した⁽⁵²⁾。

これによると、一九四六年一月三〇日の閣議で改正憲法に軍規定を残すかが問題になった際、幣原は「連合国ハ必ず此ノ規定ハ面倒ニナル、軍ガ出来ルコトヲ前提トシテ憲法ニ加ヘルト云フコトハ今日問題トナルト思フ、此ノ為ニ一、二ヶ月モ引カッテシマフ」、「大勢カラ云ハバイツカ軍ハ出来ルト思フガ今、之ニ入レルコトハ刺激ガツヨスギル」と述べた。幣原の軍規定削除論は、将来の再軍備の必要性は認めているが、急を要する連合国との折衝を円滑に進めるために憲法の条文からは外すべきという交渉上の理由によるものである。将来

の再軍備を視野に含めている幣原が、本気でマッカーサーに戦力の放棄を提案したとは考えにくい。そうすると「羽室メモ」の記述は、③の憲法調査会版よりも、戦力放棄に触れていない②の大学ノート版の方が信憑性が高いという結論にならざるを得ないのである。

加えて、戦争放棄と象徴天皇制を憲法に組み込んだのは、幣原ではなく、マッカーサーであったことは②③とも一致している。つまり、幣原の戦争放棄提案は単なる理想論としてであり、マッカーサーによる憲法化は想定外だった。笠原氏のベニシリン会談で幣原提案の戦争放棄と軍備全廃の合意に達したことは、「マッカーサーの証言と『回顧録』」ならびに「平野文書」「羽室メモ」における幣原の証言と一致している（笠原三三三頁）との主張は、完全な誤りである。

幣原の理想論に触れておくと、外交官時代の幣原は表向きには国際協調を全面に打ち出し、新聞声明でのバリ不戦条約歓迎など不戦の精神をアピールした。だが政策遂行にあたっては、不戦条約を受けた国際連盟規約改定問題を始めとする国際平和体制強化の動きには、国際環境や実効性といった現実的側面から一貫して消極対応に終始していた。⁵⁵⁾

ベニシリン会談での幣原の戦争放棄提案を、右の二面的な幣原の言動パターンに当てはめた場合、幣原がいつもの調子で日本のイメージを改善するための平和主義を語ったのに対して、マッカーサーが勝手に、しかも予想以上に感動したというだけなのである。⁵⁶⁾

三、『菅田均日記』を否定する笠原説の破綻——笠原説の致命傷になりかねない『小林一三日記』

筆者は笠原氏に強く抗議する必要がある。それは筆者が憲法に関する一九四六年二月二二日の閣議の記述で、『菅田均日記』一卷と『小林一三日記』二巻の両方を引用し、出典として明記もした（種稲二二八～二三〇頁⁵⁷⁾。だが、笠原氏は出典明記は『菅田均日記』だけだったとし、『入江書』および『菅田均日記』にもない記述をしている」として、『小林一三日記』からの引用部分を全くの創作の如く書いていることである（笠原三四九～三五〇頁）。

憲法九条幣原発案説の最大の急所は、『菅田均日記』一九四六年二月二二日条で、それは閣議で報告された前日の吉田茂外相同席でのマッカーサーとの会談において、幣原がGHQ憲法草案の戦争放棄条項に「誰も follower とならない」と反論したことである。これについて笠原氏は、「聞き間違い、思い違い、勘違いもふくめて個人日記につきものの主観的な理解や誤解などによる不正確さは避けられない

……史料批判をしたうえで引用が必須である」とし、同様のことを繰り返す（笠原三三三、三三三六、三六九頁。引用は二八三頁）。

日記を用いる時の注意点は笠原氏の指摘の通りだが、問題は他の史料と照合する史料批判の本身である。笠原氏は follower 発言は入江俊郎の著書には記されていない、入江は閣議に陪席して「憲法問題に関する審議を詳細に記録した」ので、その記録は『芦田均日記』よりも「史料的価値が高い」（笠原二七九頁）という。しかし笠原氏が引用する入江著書は、一九五四年の口述筆記を一九五六年に修補した『日本国憲法成立の経緯』（憲法調査会事務局、一九六〇年）という後年の編纂資料＝二次史料に過ぎない⁽⁸⁸⁾。

入江著書の問題は後述するとして、芦田均厚相以外にも閣僚の日記が存在する。それは筆者が引用し、笠原氏が無視した小林一三戦災復興院総裁の日記である。二月二日の閣議で報告された幣原・マッカーサー会談の内容について、芦田と小林の日記を比較してみよう。

『芦田均日記』一卷（七八～七九頁）によると、マッカーサーは「Far Eastern Commission of Washington に於ける討議の内容は……日本にとつて不快なもの」で、ソ連と豪州は日本の復讐戦争を恐れている、天皇を支持している自らの地位も危ういと前置きした上で、GHQ憲法草案の天皇、戦争放棄条項の趣旨を説明した。前者は主権在民により「天皇の権威を高からしめる」、後者は「日本政府は国内の意向よりも外国の思惑を考へる可き」で、「国策遂行の為にする戦争を抛棄すると声明して日本が Moral Leadership を握るべき」と迫った。これに対して幣原は「誰も follower とならなく」と反論したが、マッカーサーは「Followers が無くても日本は失ふ処はない」、日本は「諸外国の Reaction に留意すべき」と応酬し、最終的には両者とも主義上の相違はないとして妥協に至ったという。

『小林一三日記』二卷（三八〇～三八一頁）では、マッカーサーは「ワシントンの連合国会議」で、日本の復讐を恐れるソ連と豪州は日本の再戦防止を強く求め、「天皇制を廃し、天皇の統治権をハク奪し、主権は人民にあること、それからモ一つ、戦争は断じてやらないといふ条項を憲法に法文として明記すべきこと。此二点は連合国会議に於て確定した条件である」と告げ、憲法草案の受諾を迫った。

これに対して幣原は、次のように反論した。「天皇に統治権なし、主権は人民にありと、露骨に明文しなく共、松本博士の草案によるも、此憲法の変更は三分の二の決議によつて何時にても修正することが出来、又、総理大臣の選任も議会に於て初めて決議され、それから天皇が御裁可するのであるから、すべての大権は実は議会にある……言葉をかへて言へば……主権は人民にありと言ふに異ならずである」、「憲法の明文中に再び戦争はやらないと言ふが如き文句は世界のどの国の憲法にもない異例な話で……法文に明記する必要はないと思ふと主張したけれど中々承知しない」。ここでマッカーサーは、戦争放棄は「世界の憲法に新例を開く名誉の行為として世界から

賞賛さるゝのみならず、やがて、世界の国々がそのまねをするにきまつてゐると思ふから此点に於ても率先」することを求めた。なおも幣原は「戦争はやらないと云ふ文句を明記すると言ふ事、これは軍備を持たない国は戦争などやれるものではない、又、やらないにきまつてゐるのみならず、開戦の如きすべて議会に於てキメルのであるから殊更に明文にしなく共連合国司令部を安心せしむる方法はイクラでもある」と抵抗したが、最終的には相互の「精神は一致してゐる」として妥協がはかられたことが記されている。

少し長くなったが、二つの日記とも、マッカーサーがソ連と豪州の対日警戒と天皇制の危機を強調しつつ憲法草案の受諾を迫ったのに対して、幣原は抵抗したものの、最終的には妥協したという流れは一致している。『小林一三日記』は follower の語こそ使っていないが、幣原が戦争放棄条項に抵抗したことを裏付けるもので、笠原氏の follower 発言は聞き間違いという説は成立しない。芦田が書き落した天皇条項や戦争放棄に関する幣原の執拗な反論は、憲法担当の松本烝治國務相が二月八日にGHQに提出した日本側修正案（松本案）に基づくもので、笠原氏が繰り返し主張する単独輔弼の弊害説（笠原五九章）——幣原は松本ら保守派の反発と単独辞職による政変を恐れたため、新憲法はGHQによる押しつけの形をとり、彼らを欺くために「芝居」をしていた——は成り立たない⁽⁶⁰⁾。

また、笠原氏は二月一九日の閣議のくだりで、筆者が「政党領袖や民間人を加えた憲法審議会を経て国民一致の改正案を議会に提出する」（種稲二二八～二二九頁）と書いたのを、『芦田均日記』にはないと批判している（笠原三四九頁）。だが『小林一三日記』二巻には、閣議の最後に「幣原首相は、民間各政党の頭株と共に憲法審議会といふやうな組織のもとに、国民一致の原案を得てそれを議会に提出してキメタイといふ思ひづもりを漏らされた」と明記されている（三七八頁⁽⁶¹⁾）。これも『小林一三日記』の無視の弊害である。

本節の最後に、笠原氏が再三にわたって『芦田均日記』を否定する根拠とした入江著書の問題を指摘する。笠原氏は follower 発言だけでなく、『芦田均日記』の二月一九日閣議の記述でも、GHQ憲法草案の受理以降の経緯に関する「松本氏の報告終ると共に、三土内相、岩田法相は総理の意見と同じく「吾々は之を受諾できぬ」（七七頁）と記されていることについて、入江著書にはGHQ憲法草案に対する三土忠造内相と岩田宙三法相の反対はあるが、幣原の反対は記載されていないので、この部分は芦田の「思い込み」「勘違い」としてゐる（笠原二二二、二二三、三四二～三四三、三六六、三六八、三七二頁）。

右の指摘を踏まえて、笠原氏が引用した入江『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』の内容を検討する。まず気づかされるのが同書の閣議の叙述で、一月二九日～二月一、四日の記述（六八～八六頁）と比べると、二月一九、二二日の内容が薄いことである（一九八～

二〇三頁)。入江著書の原本史料を所収する『入江俊郎関係文書』を調べると、一月末～二月初めの閣議の記述は残されている詳細な議事録⁽⁶²⁾をベースに、解説と所感を交えながらも原文に近い形で内容を復元していることが分かる。だが二月一九、二二日の議事録に該当する史料は存在しない。この部分の原本史料として該当するのは「松本丞治氏の話」と「芦田ノートより抜き書き」、および「憲法改正経過手記」⁽⁶³⁾にある数行程度の簡単なメモだけである。入江の「芦田ノート」≠「芦田日記」からの引用部分には、入江の筆跡で「松本氏の報告」に対し、三土内相、岩田法相は、総理の意見と同じく、「吾々は之を受諾できぬ」と明記されており、次頁の欄外には別人の筆跡で「入江はこの日閣議に出ていなかったようである」との注記がある。要するに、入江著書の二月一九、二二日の閣議内容の記述は、芦田の日記をベースにしつつ、他の証言と関係史料に自身の所感を織り交せて再構成したもので、その過程で二月一九日の「総理の意見と同じく」や二二日の follow-up 発言が落とされたのである。入江著書を根拠に『芦田均日記』を否定する笠原氏の論理は、史料的に破綻している。では、何故、これらの発言が落とされたのか。考えられるのは、当時の入江は憲法九条幣原発案説をとっていたことである。実際、入江は芦田の日記に沿った記述をしながらも、自説に不都合なマッカーサーが二月二日に幣原に対して天皇制の危機を強調して憲法草案の受諾を迫った部分を削除している(二〇一～二〇三頁)。

笠原氏は、入江は幣原から直接憲法九条の発案に関する話を聞いていないものの、その「言説、言動を身近に見ている」ので、彼の唱える幣原発案説は「決定的」だというのが(笠原二八～二一九、二七八～二八二頁)、それは幣原発案説の立場から当時を振り返った主観によるものである。笠原氏は『芦田均日記』には「思い込み」や「勘違い」という主観、バイアスがあるから信用できないというが、入江にはそれがなかったと言い切れるのか。「史料批判は厳密にしなければならない」(笠原三三七頁)のである。

四、『外交五十年』の史料的価値の検討

最後に、幣原の自伝的作品である『外交五十年』に触れておく。笠原氏は「『外交五十年』を素直に読めば、幣原が「戦争放棄」と「軍備全廃」を掲げた憲法九条を発案した動機」が理解できるとする(笠原一六五～一六九頁)。一方で、西修氏が占領下で公刊された『外交五十年』の内容に疑義を示したことを批判している(笠原三六一～三六三頁)。

筆者にいわせれば、笠原氏が『外交五十年』を無批判に引用していることが理解できない。同書は一九五〇年九月五日～十一月二日の『読売新聞』に連載されたものを元としているが、幣原は一九五〇年九月一日の元ジャパンタイムス記者・秋元俊吉宛の書翰で、『読売新聞』に連載されている「外交五十年」の記事は、「同社『読売新聞社』編輯部員の間に答へて出放題に話したことをそのまゝ、速記に書き取られ同社編輯部の手にて整理したものに過ぎ」ず、ゲラの「精読、加筆の暇もなく発表」された、だが「小生私的の言動につき解がましき声明を発するよりも「吾を誘ふものはその誘りに任す」としている⁽⁶⁵⁾。幣原自身が不正確であることを認めているのだ。

確かに、幣原は一九五一年三月二日付けの『外交五十年』の序文で、「こゝに掲ぐる史実は仮想や潤色を加えず、私の記憶に存する限り正確を期した積りである」と書いている「傍線部は筆者」。しかし本当に仮想や潤色がないのであれば、回りくどい傍線部は不要である。幣原はかつて極東国際軍事裁判に証人として出廷した際、満洲事変当時の陸相南次郎を庇うべく、南は政府の不拡大方針や自らの外交に協力的であったと「信じて居ります」、「確信しております」と繰り返した⁽⁶⁶⁾。事変中、幣原と南が鋭く対立していたことは周知の事実だが、幣原は対立の事実を、協力的だったと信じているという自己の主観の問題に置き換えて虚偽の証言をした。この論法でいけば、『外交五十年』の記述は他人からどう見えたかは別として、「私の記憶」という主観の問題にすることで予防線を張ったことになる。

前段は推論だが、実際に「出放題」、かつ虚偽を含んでいたことは、憲法九条提案の動機になったとする泣き叫ぶ男と邂逅した一九四五年八月一日の記事⁽⁶⁸⁾をみても一目瞭然である。『外交五十年』には、幣原は東京の日本倶楽部を訪れた際、玉音放送があることを知らされたが、「前もってポツダム宣言受諾のことなど聞いていなかった」という。だが、ポツダム宣言受諾は予想できていた筈である。幣原の手帳⁽⁶⁹⁾によれば、七月四日に東郷茂徳外相、松本俊一外務次官と会談したのを皮切りに、終戦まで東郷と五度会談している（七月一、二〇、二七、二九日）。特に七月一日の二度目の会談後、東郷がソ連に対して和平斡旋の意向確認と、昭和天皇の親書を携えた近衛文麿特派使節の派遣を分けて打診したのは、「幣原氏等の意見」の反映であった⁽⁷⁰⁾。午前九時半から四度目の会談があった七月二七日は、外務省は午前六時にポツダム宣言を受信、松本次官を中心とする朝の幹部会議で最終的には宣言を受諾するものの、ソ連の態度が明らかになるまでは政府としてはノーコメントの態度をとるべきとし、報告を受けた東郷は午前一一時に昭和天皇に拝謁したが、この間に東郷は幣原と会談していたのである。

手帳の欄外には「八月十日帝国政府ハ無条件降伏申入／八月十一日財部案」とある。前者は未明の一回目の聖断を受けた天皇大権の

不変更を条件としたポツダム宣言受諾の申し入れた。⁽²²⁾ 後者はその翌日、幣原は親交のあった元海相・財部彪に陸軍大将の柴五郎を加えて会談、「敵味方最悪ノ分野トナレル現況モ愈々最後迄戦ヒ続クル決心ガ必要ナリト云フコトニ一致」したことを指す。⁽²³⁾ 天皇制に関する日本側条件への連合国の同意を引き出すためにも戦意を示す、もしくは受け容れられない場合は戦争を継続するということである。

八月一日には「外務省立寄（加瀬、松本）―「ポツダム」宣言承諾声明」とある。加瀬は俊一外務省政務局第五課長、松本は次官の俊一である。加瀬の日記は終戦前後の部分に欠いているために会談の場所と時間の確認はできなかったが、玉音放送を聞いた後に帰路についたという『外交五十年』（二二―頁）の記述に間違いがなければ、放送前に加瀬らから終戦までの最終報告と放送が行なわれる旨を告げられ、その後日本倶楽部に立ち寄って玉音放送を聞いたという流れになる。⁽²⁴⁾

加えて、管見の限りでは『外交五十年』公刊前の幣原の史料に泣き叫ぶ男が登場したのは二回、これを含めた終戦・憲法記念日に関する幣原の談話は五回ある。⁽²⁵⁾ しかし、いずれも憲法九条の精神は語っても、自らが発案者であるとは言っていない。そうすると、幣原が憲法九条の発案者とは語らなかった一九五〇年五月三日の「絶対平和の道」から、発案者と称し始めた『外交五十年』の公刊までの一年弱に何があったのかを考えなければならない。筆者の推論は別としても、⁽²⁶⁾ 笠原氏が幣原の「出放題」の口述を元にし、内容にも虚偽が含まれる『外交五十年』の、しかも改稿を重ねた結果である八月一日の記事を無批判に引用する手法には、疑問を呈せざるを得ない。

おわりに

平野文書を中核に憲法九条幣原発案説をとる笠原氏からの三つの批判——平野文書、「羽室メモ」、「芦田均日記」の内容、解釈——に対する筆者の回答は、氏の説をすべて否定するものとなった。笠原氏は幣原が天皇の人間化と憲法による戦争放棄、軍備全廃を求めたとする平野文書は「他の史料や文献と照らし合わせて書いた歴史事実の叙述と辻褃が合って、矛盾、齟齬がなかった」というが（笠原三二―頁。三一、四三七頁にも同内容の記述あり）、憲法制定過程や昭和天皇の人間宣言に関する先行研究、大学ノート版「羽室メモ」や一九四六年一月末―二月上旬の閣議議事録、その他の関係史料と照らし合わせた時、あまりにも辻褃が合わず、矛盾や齟齬が多かった。仮に平野が幣原から憲法に関する話を聞いていたとしても、それは最高機密を伏せた公式見解レヴェルのものだった。笠原氏がい

ように、平野が幣原の信頼を勝ち得て、秘話を聞くことができる人物であったならば（笠原三一七―三二一頁）、昭和天皇の人間宣言はGHQ側が主導した、幣原は米軍の日本駐留を要請したといった真実を打ち明けられている筈である。笠原氏は平野文書やその回想録を根拠に、幣原が閣議などで戦争放棄条項に消極的だったのは「芝居」で、松本や芦田はそれを見抜けなかったというのが（笠原一九―三八、一六三―一七五、二一六―二五六、二七八―三〇〇頁）、幣原の「芝居」に騙されていたのは平野の方だったということになる。

また、平野は大野伴睦に睨まれて改憲派から護憲派に転じるころより、政界生き残りをかけて護憲と平和憲法の象徴としての幣原を強調し始めたが、初期の憲法九条幣原発案説の典拠は幣原とマッカーサーの公式見解に準じたものであった。その後、無所属での出馬を余儀なくされた一九六三年の衆議院総選挙とほぼ同時期に幣原の秘話なるものを大幅に加筆した新たな幣原発案説（平野文書）を展開し、憲法調査会の目にも止まった。だがそれは、憲法調査会の報告書にすら引用されなかった怪文書であった。筆者は笠原氏の批判に対する今回の調査を通じて、平野文書は制憲史の史料としては絶対的に用いてはならないというこれまでの自信が、より強い確信に変化した。

笠原氏が「聞き間違い」「勘違い」と主張する『芦田均日記』にある、幣原が戦争放棄条項は「誰も follower とならない」と発言し、戦争放棄の憲法化に強く抵抗したことも、閣議に同席した小林一三の日記で裏付けられる。加えて、笠原氏が繰り返し主張する、憲法改正をめぐって幣原と松本が対立し、幣原は松本の単独辞職・政変を避けるためにも「芝居」をしていたという説も、幣原がマッカーサーに対して松本の憲法案に基づく説得を試みていた事実を前にした時、否定せざるを得ないであろう。

このほか、筆者は昭和天皇が憲法改正を急ぐべきではないとした一九四六年二月二日の『側近日誌』を典拠に、幣原がベニシリン会談で「憲法改正の発議権を持つ天皇の事前了解なくして、その内容についてマッカーサーに提案するなど考えられない」と記した（種稲二二二頁）。これに対して笠原氏は、ベニシリン会談前に幣原がマッカーサーに象徴天皇制と戦争放棄を含む新憲法提案について「天皇の「承認」を得ていた」とする（笠原一八七、三四八頁）。しかし氏が根拠とする『昭和天皇実録』の一九四六年一月二二日条には、幣原は昭和天皇に拝謁しているが、笠原説を裏付ける記述は皆無である⁽⁷⁸⁾。どうしてこのような恣意的な史料解釈をするのであろうか。

笠原氏は杉谷、中村両氏が批判するように、先行研究無視や独善に満ちた史料解釈を展開している。今作でも、自身にとって都合の悪い大学ノート版「羽室メモ」や『小林一三日記』の存在には一切触れなかった。これは歴史学者として最も戒められるべき行為である。また、筆者に対する批判以外にも、笠原氏の議論には理解できない箇所が少なくなかった⁽⁷⁹⁾。史資料からの引用を除いて「思われる」と

いう曖昧な語を二八回にわたって使用するなど、史料の裏付けのない憶測で議論を進める一方、氏が鵜呑みにしているマッカーサーの回想類(『外交五十年』も含む)を批判する者に対しては、嘘をついたことを資(史)料で証明すべきなどと食い下がる(笠原三二三、三三四、三三九、三七八頁)。一般論として、嘘をついた者が嘘をついたと告白することはあり得ないので、笠原氏の姿勢は悪魔の証明を求めるようなものである。歴史上の人物の嘘は、史料批判を通じて、その言動が信頼に足るかどうかで総合的に判断するしかない⁽⁸⁾。

笠原氏の「終章」や「おわりに」を読むと、同氏は憲法改正に反対し、憲法九条の理念を世界に広めることを目指しているようだ(笠原三九七、四四三頁)。筆者は笠原氏の政治的見解を否定しない。しかし護憲のためとはいえ、平野文書にある「幣原の平和思想」(笠原四二二頁)なるものの正当化に急ぎすぎて、「ご都合主義的」「独善的」な議論を展開しているようにもみえる。こうしたことを続けると、護憲派は学問に立脚するのではなく、イデオロギーに偏しているとのイメージを作り、却って改憲派を利するのではないか。それは護憲派と笠原氏にとって不幸なことだろう。筆者はこれ以上、笠原氏が平野文書や自らの政治的見解に固執しすぎて、その研究成果の一部が猛批判の対象になる姿を見たくはない。最後に、筆者は笠原氏の批判を受けたことで改めて学び直し、研究を深化させることができた。そのきっかけを作った笠原氏に謝意を述べるとともに、史料に基づく制憲史研究の発展を期待して本稿を閉じる。

注

- (1) 政治、法律、歴史学の各分野出身の研究者で、憲法九条幣原発案説の否定論に大別できるのは、佐々木高雄『戦争放棄条項成立の経緯』成文堂、一九九七年、西修『日本国憲法成立過程の研究』成文堂、二〇〇四年、服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本』有斐閣、二〇〇六年、古関彰一『日本国憲法の誕生』増補改訂版、岩波書店、二〇一七年、種稲秀司『人物叢書 幣原喜重郎』吉川弘文館、二〇二二年、熊本史雄『幣原喜重郎』中央公論新社、同年。幣原発案説は、小林直樹『憲法第九条』岩波新書、一九八二年、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、一九八七年、山室信一『憲法9条の思想水脈』朝日新聞社、二〇〇七年、大越哲二『マッカーサーと幣原総理』大学教育出版、二〇一八年。日米合作説は、高柳賢三『天皇・憲法第九条』有紀書房、一九六三年、田中英夫『憲法制定過程覚え書』有斐閣、一九七四年、河上暁弘『日本国憲法第九条の成立と思想的淵源の研究』専修大学出版局、二〇〇六年など。
- (2) 平野文書とは、幣原の秘書をしていたという平野三郎(一九二一〜一九九四年。一九四九〜六〇年衆議院議員(自由党→自民党)、一九六六〜七六年岐阜県知事)が、幣原が死去する約二週間前の一九五一年二月下旬、日向ぼっこをしながら幣原から「二時間ぐらい」かけて憲法制定の秘話を聞いたとする『幣原

先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について」（憲法調査会事務局、一九六四年）を指す。当日に幣原から聞いた秘話を第一部（八二七六字）、「非武装平和主義」の背景にある幣原の「世界観で記憶に残るもの」を第二部（二五七八四字）としている。

- (3) 佐々木氏は、当時の天気と幣原のスケジュールから該当時期に日向ぼっこができた日はなかった、平野は憲法調査会係官に原本のメモを見せなかった、内容も多くの箇所ですぐに入手できる各種資料を寄せ集めれば構成できるもので、偽文書とまではいえないが、「利用すべきではない文書」であると結論している（佐々木二〇六～二二一頁）。中村氏も後年の日米安保体制を示唆した日米の「軍事一体化」という文言から、「後の出来事を知っている人間が書いた……できすぎ」たものと疑念を深め、「捏造」「偽造」文書であると断定している（中村克明「憲法第9条＝幣原発案説の再考」『関東学院大学人文学会紀要』一四六、二〇二二年、三七～四一頁）。

- (4) 『昭和天皇実録』には昭和天皇のスケジュールと面会者が詳細に記されているが、木下道雄『側近日誌』（文芸春秋社、一九九〇年）や田島道治『昭和天皇拝謁記』一～七巻（岩波書店、二〇二一～二三年）に記録されている天皇の率直な思いはほとんど伝わっていない。昭和天皇を憲法制定の「三人の当事者」とする笠原氏は、天皇が社交辞令的にマッカーサーに憲法制定の謝意を述べていたことを真に受けているが（笠原一三～一五頁）、昭和天皇がマッカーサーに安全保障への不安を訴え、宮内（府）庁長官の田島道治には頻りに憲法改正と再軍備の必要性を吐露した事実から（豊下楯彦『昭和天皇・マッカーサー会見』岩波書店、二〇〇八年、田島『昭和天皇拝謁記』各巻）、天皇が憲法制定の「三人の当事者」の一人であったとは考えにくい。

- (5) 中村「憲法第9条＝幣原発案説の再考」、杉谷直哉「書評笠原十九司『憲法九条と幣原喜重郎 日本国憲法の原点の解明』（大月書店、二〇二二年）」（道徳研年報）二二、二〇二一年。このほか、杉谷氏は笠原氏の今作にも書評を発表しており（杉谷「書評笠原十九司『憲法九条論争 幣原喜重郎発案の証明』（平凡社、二〇二三年）」同前二四、二〇二三年）、本論は前者を杉谷①、後者を杉谷②とする。『道徳研年報』は <https://drive.google.com/drive/folders/0B8FBPe7JBl5f7QVkaWw4QVBKvFE?resourcekey=0zhdiQPQg9Jhw3VqrOEOW> 参照。

- (6) 笠原氏は今作でも、①一九四六年三月二〇日の枢密院本会議での幣原の説明、②マッカーサーの回顧録や証言、演説を引用して幣原発案説を強調している（笠原一七六～一八六、二五六～二五九頁）。だが、一九九七年の佐々木氏の研究によれば、①には笠原氏が引用しなかった幣原による加筆修正前の筆記が存在し、加筆修正後は戦争放棄に積極的だが、修正前は受動的な説明にとどまっている、②も幣原による戦力否定や、戦争と戦力放棄の憲法化などの重要な部分でブレがあり、マッカーサーの回顧録では、幣原が一九四六年八月以降に戦争放棄の動機として語り出した財政負担の軽減が、半年前の一月二四日のマッカーサーへの提案に含まれていた点を指摘するなど、信憑性に疑問を呈した（佐々木四七～七六頁）。笠原氏はこれらを無視して前作を発表したが、

中村氏は佐々木氏と同様にマッカーサー発言のブレを指摘、杉谷氏も佐々木氏の著書を参照して批判した(中村四二〜四四頁、杉谷④四五頁)。だが笠原氏は今作でもこれらの指摘、批判をなかつたかのように叙述するなど(笠原一七六〜一八六、二五六〜二五九頁)、独善姿勢は改まっていなない。

(7) 憲法九条幣原発案説と平野文書の双方を批判する先行研究(佐々木、中村)は、枢密院と貴族院における幣原の説明を用いても、幣原の「世界観」なるものを大上段に構える平野文書の内容に逐次反駁する形ではなく、杉谷氏も①②で幣原の思想に言及しているが、平野文書と対照させた論述ではない。

(8) 具体的には、「文書の内容は杜撰極まりなく、天気を調べて、日向ぼっこできる日もなかつたとの指摘もあり、本書では平野文書を用いない」と書き、出典として平野文書と佐々木『戦争放棄条項の成立経緯』をあげた。

(9) 笠原氏が典拠としたのは、平野三郎『平和憲法の水源』講談社サービスセンター、一九九三年、一一八〜一九九頁。筆者は同書を一読して嘩然とした。第一に、幣原は過去五回外相を歴任し(正しくは二回)、その間、「全権」として軍縮交渉にあたつたことになっている(幣原が軍縮会議の全権を務めたのは、駐米大使時代のワシントン会議のみ)など、基本事項の間違いが散見する。第二に、ペニシリン会議の前夜、平野は幣原がマッカーサーとの会談に備えて「熟慮」するのを見たかの如く叙述し(三九〜六三頁。内容は平野文書第二部に近い)、議事録がなく、「羽室メモ」とマッカーサーの回想類で内容の一部が分かるだけであるペニシリン会議の記述では、同席していたかのように頻繁に「」で両者の発言を引用し、心理描写や立ち居振る舞いを含めて描いている(六三〜七五頁)。こうした内容から、高柳とのやり取りの記述も疑問符がつくが、本論の批判対象である笠原氏が引用しているので、便宜上そのまま引用した。なお、当時の高柳の立場は「日米合作論」であつた(高柳賢三「憲法改正の方向と題する意見書を読んで」一九六三年二月五日『佐藤達夫関係文書』国立国会図書館憲政資料室「以下、憲政」蔵)。笠原氏は、平野の回想録は「回想録であつても創作でない」ので「傍証史料として引用できる」というが(笠原三六頁)、氏が掲げたすべての回想録を確認した筆者にすれば、「平和憲法の水源」と同様に、出典抜きで「」を多用し、どこまでが本当か分からない歴史小説のような内容を真に受けることは理解できない。平野の回想録には「平和憲法の水源」のほかにも、『笑わぬ象徴』私家版、一九八二年、『天皇と象の肉』けやき出版、一九八三年、『昭和を支えた天皇物語』すばる書房、一九八六年、『昭和の天皇』鳥影社、一九八七年があり、逸話の使いまわしも多い。

(10) 飯尾潤「オーラル・ヒストリーは何を指すのか」(御厨貴編『オーラル・ヒストリーに何ができるか』岩波書店、二〇一九年)。

(11) 「政局雑観 私はこう考える」(『政治公論』五、一九五四年、一四〇頁)。

(12) 田々宮英太郎「茨の途をあゆむ平野三郎」(『政界往來』二五—一八、一九五九年)。一九五八年の岐阜県知事選挙では、大野伴睦の腹心・松野幸泰と平野の実父・増吉が推す立野信実が激突した。平野は大野から松野の支援を懇願されたが、旗色を鮮明にしなかつたために松野は辛勝したものの苦戦を強いられ、大野

の不興を買った(同前)。リベラル・グループについては、『読売新聞』一九五九年三月二〇日朝刊一面も参照。

- (13) この時期の平野が護憲、反日米安保、憲法九条幣原発案説に言及したものは、『砂川判決から憲法論争を想う』(『政界往来』二五―六、一九五九年)、『保守主義の哲学』月刊時事社、同年、『平和憲法と幣原首相』(『世界』一八六、一九六一年)。このほかの反主流派的な論稿は、「曲がり角に立つ自民党」(『朝日ジャーナル』六三、一九六〇年)、「保守新党樹立への考察」(『再建』一四―五、同年)、「安保改定と私の態度」(同前、一四―六、同年)、「新保守党宣言」(『中央公論』同年九月号)。

- (14) 平野「砂川判決から憲法論争を想う」四三頁。

- (15) 『岐阜日日新聞』一九六〇年一月二日朝刊九面、同年一月二日朝刊五面。

- (16) 同右、一九六三年一月二日朝刊一面、同年一月七日朝刊五面、同月一九日朝刊七面、渡辺栄一「住宅と私」行政問題研究所出版局、一九八二年、二二三―二三八頁。大野は自分の狼官、選挙、資金の面倒は真剣にみたが、離反者には「はげしい追い討ち」をかけることもあった(渡辺恒雄「派閥日本保守党の分析」弘文堂、一九六四年、四章)。

- (17) 増田弘「石橋湛山の憲法論と防衛論」(『自由思想』一三八、二〇一五年)。

- (18) 平野の自薦は、平野三郎発石橋湛山宛書翰一九六二年六月三日(『石橋湛山関係文書』R一、憲政蔵)。石橋の総裁就任は「総裁就任承諾書」一九六三年三月二五日(同前、R二三)。訪中を含む当該時期の石橋の動向は、増田「政治家・石橋湛山研究」東洋経済新報社、二〇一三年、一一―一三章に詳しい。

- (19) 『佐藤達夫関係文書』R七二所収の平野文書に挟まっている「39年春大友御話／平野三郎について」と題したメモ。大友は大友一郎憲法調査会事務局参事官。同メモはタイトルに続いて「38年10月ごろ／下旬―11月／全東京新聞／思想研究に出た」で始まり、「選挙運動のPRとも見られる」との書き込みのあとで「調査会係官が平野をたずねて／原稿となったガリ版をもらった」として本題に入り、「1月ごろくれた」(受理した)平野文書の原型が『全東京新聞』と「思想研究」の記事であることを示唆している。筆者は記事を確認すべく調査中であるが、今日現在、当該時期の「思想研究」なる出版物を確認できず、月刊誌の『全東京新聞』も国立国会図書館の所蔵は一九七四年以降で、新宿の同本社にも問い合わせたが、当時のバックナンバーは保管していないとのことであった。『佐藤達夫関係文書』の「新聞切抜綴 昭和38年2憲法調査会・ILO」(R一三一)も確認したが、記事は見当たらず、今後の課題とする。

- (20) 『読売新聞』一九五七年八月一三日夕刊一面。憲法調査会は一九五六年五月一六日可決の憲法調査会法に基づく内閣直属機関で、国会議員三〇名以内と学識経験者二〇名以内で構成されることになっていた。しかし、法案審議の段階から護憲を主張する社会党ら野党は強く反発して国会議員枠の委員派遣に

も応じず、憲法調査会としては野党、特に社会党の参加実現に腐心していた(憲法調査会『憲法調査会報告書』憲法調査会、一九六四年、一〇二五頁)。なお、憲法調査会の制憲過程に関する報告書起草経過については、廣田直美『内閣憲法調査会の軌跡』日本評論社、二〇一七年を参照。

- (21) 『読売新聞』一九六一年一月四日朝刊三面。
- (22) 『朝日新聞』一九六〇年二月二四日朝刊二面、一九六二年四月一〇日朝刊一面、一九六三年六月二四日朝刊一面。
- (23) 『読売新聞』一九六三年八月二一日朝刊二面。八木秀次ほか「憲法改正の方向」同年九月四日(佐藤達夫関係文書)R三九、八木「高柳委員の批判に対する所感」同年二月二日、大石義雄「憲法改正の方向意見書に対する高柳反論の批判」同月三日(同前、四〇)。
- (24) 座談会「憲法調査会の功罪」(『ジュリスト』二八九、一九六四年、一一〇―一二頁)。
- (25) 「39年春大友御話／平野三郎について」には、一九六四年一月ごろに憲法調査会係官がガリ版刷の文書を受け取ったが、平野は「オリジナルなメモはみせなかつた」。幣原の元秘書官の岸倉松に確認したところ、平野は幣原の公設・私設いずれの秘書でもない、幣原と三郎の父・増吉との関係は「コン意」だったが、三郎は「それほど足シケクではない」。平野文書への憲法調査会側の評価も「あまり」に「よくできすぎている。平野への信頼性アマリナシ」「選挙運動のPRとも見られる」「安保的のものも9条の精神に反対とい「言」つた」とある。
- (26) 憲法調査会『憲法調査会報告書』一一六―一二七頁、付属文書第二号、三三三―三三八頁。高柳の影響力は、廣田『内閣憲法調査会の軌跡』に詳しい。
- (27) 当時の国際法解釈の例としては、信夫淳平『戦時国際法提要』上、照林堂書店、一九四三年、一〇〇―一〇五頁。信夫は「戦争権」を「交戦権」、「交戦状態の権利」を「交戦者権」と書いているが、宣戦(戦争)権と交戦状態の権利を別個のものとして扱っている。一九四六年四月の外務省による研究では、新憲法草案の「交戦権」は、九条一項という国権としての戦争(権)とは別個の、開戦と同時に発生する「戦争遂行上ノ権利義務」としている(「改正憲法案ニ付テ」一九四六年四月五日『帝国憲法改正一件・研究資料』二卷、A30022外務省外史史料館〔以下、外史〕蔵)。
- (28) 「幣原さんは、なかなか細かかったですね」(佐藤達夫、「随分迷惑した」(金森徳次郎)という(佐藤達夫第一回)一九五五年二月二八日『日本国憲法制定に関する談話録音』憲政蔵)。
- (29) (一)は「幣原喜重郎男随談録」(『中央公論』一九四〇年五月号、三六二―三六三頁)、(二)は「幣原男私見」(『戦争抛棄ニ関スル国際会議及条約関係一件・条約案ニ対スル研究関係』一卷、B103013外史蔵)。
- (30) 『日本外交文書』〔以下、「日外」〕ワシントン会議上、一〇九文書、同別電。筆者は種福五八頁でこの一文を引用したが、これは平野文書(筆者は平野文書

を信用していないが)を念頭に、史料を公平に扱うためであった。

- (31) 幣原「義務」一九四九年九月二七日の口述筆記(思想の科学研究会編『私の哲学(統)』中央公論社、一九五〇年、二〇四頁)。
- (32) 「原子爆弾やそれより強い兵器が作られる様になってはもう戦争なんか出来ないではないか」(佐々木「大学ノート版」『羽室メモ』『青山法学論集』四〇、一九九八年、八八頁)。同論文は、「羽室メモ」の来歴と評価を論じた上で、制憲史関連部分を翻刻したもの。
- (33) 種福「幣原喜重郎と日本国憲法第九条」(國學院大學紀要)五七、二〇一九年)三一〜三三頁、種福七六〜七九、一二六〜一二九頁。
- (34) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』幣原平和財団、一九五五年、一三六〜一三七頁。
- (35) 「日外」サンフランシスコ平和条約準備対策、六〇文書。このほか、「日本の局外中立を保障する如き条約上の義務を負担するようなおめでたい国はない」、「ソ連は安全保障理事会で何度拒否権行使したか分らない」と述べている(幣原「内外情勢と日本経済」『先見経済』一三二、一九五〇年、七〜九頁)。
- (36) 貴族院予算委員会、一九四六年八月二三日、貴族院本会議、同月二七日。議会議事録は会議名と日付のみ記す。
- (37) 後述するように、主導者は幣原ではなかったが、彼は「家にいると訪問客でうるさいので私は首相官邸の私の部屋に一人でいた、静かなふん囲気の中で私は詔勅の起草をしてみる気になった」として、自らが主導したかのように書いている(幣原「絶対平和への道」『東京新聞』一九五〇年五月三日夕刊一面)。この一文は、幣原平和財団編『幣原喜重郎』六六七〜六六八頁でも引用されている。
- (38) 大原康男「神道指令の研究」原書房、一九九三年、三章、佐々木「人間宣言」の成立経緯について」(『青山法学論集』五三二、二〇一一年)、岡崎匡史「日本占領と宗教改革」学術出版会、二〇一二年、二章。
- (39) 『朝日新聞』一九四六年一月一日一面。岡崎九七頁でも同様の指摘がある。
- (40) CIEの素案は、『学習院長山梨勝之進文書/浅野長光文書』学習院アーカイブズ蔵、幣原草案は、『幣原平和文庫』R二二、憲政蔵。
- (41) 「幣原首相の紀元節の所感」一九四六年二月一日(『幣原平和文庫』R六)。
- (42) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』六六五頁。
- (43) 進藤栄一ほか編『吉田均日記』一卷、岩波書店、一九八六年、七八頁、小林一三『小林一三日記』二卷、阪急電鉄、一九九一年、三八〇頁。
- (44) 下斗米伸夫『日本冷戦史』岩波書店、二〇一一年、八六〜八七、一〇一〜一〇二、一〇九頁。
- (45) 条約局法規課「極東委員会及連合国日本理事会二付テ」一九四六年一月(『幣原平和文庫』R一三三)。

- (46) 鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』創元社、一九九五年、一一三～一二三頁。マッカーサーノートの天皇条項の解釈は、下條芳明「象徴」の由来、受容および普及をめぐる」（『法政治研究』三、二〇一七年、二八頁）、S W N C C 一三八は、高柳ほか編著『日本国憲法制定の過程』I、有斐閣、一九七二年、参考資料1。
- (47) 増田『公職追放』東京大学出版会、一九九六年、一章。
- (48) *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States 1950*, vol. 6, p. 1231-1232. この逸話は服部二六五頁以来の常識である。
- (49) 幣原「義務」二〇一～二〇二、二〇四頁。
- (50) 佐々木「大学ノート版「羽室メモ」」八九頁。憲法調査会版「羽室メモ」は、『戦争放棄条項と天皇制維持の関連について』憲法調査会事務局、一九五九年。
- (51) 同右五九～六二頁。
- (52) 佐々木氏の論文と重複するが、②の大学ノート版では、幣原は「かねて考えていた戦争を世界中がしなくなる様になるには戦争を放棄すると云ふ事以外にないと考える」とあるが、③の憲法調査会版には「かねて考えた世界中が戦力をもたないという理想論を始め戦争を世界中がしなくなる様になるには戦争を放棄するという事以外にないと考える」とある。「傍線部筆者」。佐々木氏は②と③の違いについて、羽室ミチ子がメモを憲法調査会に提出する段階で、「より正確にしたい」「分りよく表現したい」との思いが強過ぎて、加筆や編修の域を超えてしまったものと推論している（同右六六～七一、八九～九〇頁）。
- (53) 入江俊郎法制局次長「憲法改正案ニ関スル閣議ノ議論」（『入江俊郎関係文書』R七、憲政蔵）。
- (54) ②の大学ノート版は、ソ連、オランダ、豪州等が天皇制廃止や天皇訴追を強硬に主張したことに「マッカーサーは非常に困つたらしい。そこで出来るだけ早く憲法によつて先日話し合つた戦争放棄を世界に声明し……天皇をシンボルとすると云ふ事をハッキリ憲法に書」くことにした、③の憲法調査会版も「マッカーサーは非常に困つたらしい。そこで出来る限り幣原の理想である戦争放棄を世界に声明し……天皇をシンボルとする事を憲法に明記」したとあり、ともに主語はマッカーサーである。
- (55) 注33と同じ。
- (56) 幣原はマッカーサーの予想以上の感動に「一寸びっくりした」（②大学ノート版、③憲法調査会版の「羽室メモ」とも同文）。
- (57) 具体的には、「これに対して幣原は、露骨に天皇の……条文に組み替えようとした（以上『芦田均日記』一卷、『小林一三日記』二卷）。
- (58) 笠原氏が引用しているのは、一九六〇年の憲法調査会事務局版を再版した、入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』入江俊郎論集刊行会、一九七六

年であるので、本論も同書を引用する。

(59) 「憲法の変更は三分の二の決議」は、「憲法改正要綱」(松本案) 第三二項に対応する(ただし松本案では「三分の二」ではなく「二分の一」)。「開戦の如きすべて議会に於てキメル」も、松本案の第六項に符合する(「憲法改正要綱」一九四六年二月八日、芦部信喜ほか編『日本国憲法制定資料全集』一卷、信山社出版、一九九七年、資料六八)。

(60) 帝国憲法下でも首相は強いリーダーシップを発揮しており、天皇やGHQの信任を得ていた幣原の政治基盤は安定していた、「何より幣原が閣内不一致を恐れたと明言している史料や証言は存在していない」、笠原説は「史料の根拠が薄い憶測によるものであり、その説得性は乏しい」のである(杉谷①四四頁)。

(61) 憲法審議会とは、一九四六年一月中旬から二月の松本國務相の構想である。憲法問題調査委員会(松本委員会)は官制によらない非公式機関だったが、松本は同会の議論をベースにした成案作成とともに、官制による憲法審議会を設置して議論を進める予定だった(佐藤達夫『日本国憲法成立史』二巻、有斐閣、一九六四年、五八九～五九六頁)。「憲法審議会」の語は「菅田均日記」一卷にはないが、菅田も二月一九日の閣議で「政党領袖の意見をも徴して」[GHQに]回答すること、したし」と述べたように(七八頁)、構想は閣内で共有されていた。

(62) 一九四六年一月二九日～二月一、四日の閣議議事の原本にあたるのが、注53で参照した入江「憲法改正案ニ関スル閣議ノ議論」で、B五版の大日本帝國政府の野紙に記された片面七枚、一二五行にわたる詳細な議事録である。

(63) いずれも「入江俊郎関係文書」R七所収。「菅田ノート」は「菅田均日記」の原本で横書きのノート、「菅田均関係文書」憲政蔵。

(64) 入江九六～九九、一〇七頁。

(65) 幣原発秋元俊吉宛書翰一九五〇年九月一日(「憲政資料室収集文書」憲政蔵)。

(66) 新田満夫編集『極東國際軍事裁判速記録』一卷、雄松堂、一九六八年、一八一頁、同七巻、雄松堂、同年、五七三頁。

(67) 例えば、原田熊雄『西園寺公と政局』二巻、岩波書店、一九五〇年、八四、一二八、一三三頁。

(68) 幣原が一九四五年八月一日に玉音放送を聞いた帰りの電車のなかで、泣き叫ぶ男に邂逅したという逸話。これが動機となって「戦争を放棄し、軍備を全廃」する憲法九条を発案したとするもの(幣原『外交五十年』読売新聞社、一九五一年、二〇八～二一六頁)。

(69) 「幣原喜重郎手帳」一九四五年(「憲政資料室収集文書」)。なお、一九四九年の手帳には敗戦・占領という冬の時代を耐え忍ぶ昭和天皇の松の御製(「松上雪」)が書かれている頁があり、占領期は幣原にとっても忍耐の時代だったことが窺える。

- (70) 木戸日記研究会『木戸幸一日記』下、東京大学出版会、一九六六年、一二二七頁、「日外」太平洋戦争三冊、一〇二五、一〇二八文書。
- (71) 松本俊一・安東義良監修『日本外交史』二五卷、鹿島平和研究所、一九七二年、一九七〇一九八、二二一頁、大野勝巳『霞が関外交』日本経済新聞社、一九七八年、四九頁。
- (72) 『日外』太平洋戦争三冊、一〇八六文書別電一。
- (73) 財部彪「手帳」一九四五年八月二日条（『財部彪関係文書』五六卷、憲政蔵）。
- (74) 加瀬俊一の日記は、『加瀬俊一関係文書』所収、憲政蔵。
- (75) 一九四六年八月ごろ作成の終戦の日に関する幣原の原稿には、「予は当日午前、所用あつて丸の内方面に赴き、十一時過、日本倶楽部に立寄る」とある（「一年前の回顧」『幣原平和文庫』R六）。
- (76) 『外交五十年』公刊前に泣き叫ぶ男が登場した幣原の史料には、「絶対平和への道」のほか、「演説原稿および要旨」一九四八年ごろ（『憲政資料室収集文書』）。これ以外の終戦・憲法記念日に関する史料は、「一年前の回顧」のほか、「憲法記念日式典」一九四九年五月三日、「平和の先駆者」同年八月一日（『幣原平和文庫』R六）。
- (77) 筆者は、マッカーサーノートに戦争放棄は幣原の構想（concept）との解説を書き込んだ記事を掲載した、一九五〇年一月一日の『ニッポン・タイムズ』の特集記事が転機になったと考えている（種稲二七五～二七八頁）。
- (78) 「午後、表拝謁ノ間において内閣総理大臣幣原喜重郎に謁を賜い、幣原より病氣完治につき御礼言上、及び奏上を受けられる」（宮内庁編『昭和天皇実録』第十、東京書籍、二〇一七年、二二頁）とあるだけである。
- (79) 右のような『昭和天皇実録』の恣意的な使用、本文で触れた「傍証史料」とオーラル・ヒストリーを混同させかねない記述、注9で指摘した創作性の強い、もしくは歴史小説のような平野の回想録の多用に加えて、ペニシリン会談に同席していなかったホイットニー民政局長が会談直後にマッカーサーから内容の説明を受けたから、あるいは隣室にいて会談の内容に感じていたから、同会談に関するホイットニーの回想録の記述は「決定的な記録」との主張（笠原一九二～一九六、三五九、三七三頁）など。
- (80) 増田弘氏は、マッカーサーの回顧録には「自己弁護」「責任転嫁」がみられ、憲法制定過程も「二重三重に自己防衛に配慮した形跡」があるとしている（増田「解説」ダグラス・マッカーサー『マッカーサー大戦回顧録』改版、津島一夫訳、中央公論新社、二〇一四年）。